

「柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会」設置要綱（案）

（設置）

第1条 道路局に柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、地域の実情に応じた道路整備の実現に向け、全ての地方自治体を対象とした実態調査を基に、改善策の方向性について検討を行うことを目的とする。

（委員）

第3条 委員は、有識者等のうちから、道路局長が任命する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、道路局長が任命する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（公開）

第6条 会議は、公開とする。

- 2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。
- 3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合は、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、国土交通省道路局企画課に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。